

# 台湾市場における誘客プロモーション業務 プロポーザル実施要項

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

台湾市場における誘客プロモーション業務

### (2) 目的

福岡空港への直航便が就航している台湾市場をターゲットとして様々なプロモーションを展開することで、福岡市、北九州市、宗像市、熊本市、日田市、島原市(以下、「連携都市」という。)の認知度向上や旅行客の誘致につなげることを目的とする。

### (3) 業務内容

基本仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約日から令和8年(2026年)3月19日(木)まで

### (5) 提案上限額

9,000千円(消費税及び地方消費税を含む、税抜金額8,181,818円)

## 2 担当部局

一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会 (以下「当協会」という。)

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30番1号 扇寿ビル5階

電話:096-359-1788

ファックス:096-359-8520

電子メール:[tourism@kumamoto-icb.or.jp](mailto:tourism@kumamoto-icb.or.jp)

担当:観光誘致課 下山・石松

### 3 スケジュール

	令和7年(2025年)
実施公告	5月20日(火)
参加表明書の提出期限	6月2日(月)
質問書の提出期限	6月4日(水)
質問書への回答	6月6日(金)
企画提案書の提出期限	6月9日(月)
一次審査(書類審査)結果通知 ※参加者多数の場合	6月16日(月)
二次審査(オンライン)	6月20日(金)
選定結果通知	6月23日(月)

※参加表明の数により、スケジュールを変更する場合がある。

### 4 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (4) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて上記の要件を全て満たす者であること。

## 5 公募型プロポーザル実施要項及び関係書類の公告

### (1) 公告方法

当協会ホームページに掲載する。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)は行わない。

### (2) 公告期間

令和7年(2025年)5月20日(火)から令和7年(2025年)6月9日(月)までとする。

## 6 参加表明書等の提出

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無について当協会代表理事の確認を受けなければならない。

### (1) 提出先

2の担当部局

### (2) 提出期間及び提出時間

令和7年(2025年)5月20日(火)から令和7年(2025年)6月2日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

### (3) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 参加資格審査調書(様式第2号)

ウ 業務経歴書(様式第3号)

※様式については、提出日時点において記載すること。

### (4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によること。なお、郵送の場合は申請受付期間内必着とする。また不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

### (5) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限期日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

### (6) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、当協会代表理事に対して参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

イ 当協会代表理事は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 説明会

説明会は実施しない。

## 8 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

### ア 提出方法

質問書(様式第4号)により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

### イ 提出期間及び提出時間

令和7年(2025年)5月20日(火)から令和7年(2025年)6月4日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

### ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、当協会ホームページに掲載する。

期間は、令和7年(2025年)6月6日(金)から令和7年(2025年)6月9日(月)まで(休日を除く。)とする。

## 9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

(1) 参加する者が1者であっても、プロポーザルを実施する。

(2) 参加表明者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

## 10 企画提案書等の提出について

6(5)の通知により参加資格があると確認された者は、以下のとおり企画提案提出書及びその他の必要書類(以下「提案書等」という。)を提出すること。

### (1) 提出先

2の担当部局

### (2) 提出期間及び提出時間

令和7年(2025年)6月9日(月)(休日を除く。)の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(3) 提出書類

- ア 企画提案提出書(様式第5号)
- イ 業務の実施体制(様式第6号)
- ウ 企画提案書(様式自由)
- エ 概算見積書(様式自由。ただし、「一式」等まとめて記載せず、内訳を明記すること。)

(4) 提出書類等の仕様

- ア 提案書等はA4縦版、横書き、左綴じとする。また、函面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。
- イ 企画提案書は「審査基準」に掲げる内容を15ページ以内にまとめること(表紙、目次及び概算見積書はページ数には含まない)。
- ウ 企画提案書には業務のスケジュールも含めて記載すること。
- エ 概算見積書には、業務項目ごとの内訳を記載すること。

オ 提出部数

(ア)企画提案提出書 原本:1部 ・ 電子データ:1ファイル

(イ)業務の実施体制、企画提案書、概算見積書

原本:正本、副本各1部 ・ 電子データ:正本、副本各1ファイル

(ウ)正本にのみ社名を記載し、副本は社名を伏して提出すること。

(5) 提出方法

原本は持参又は郵送により提出し、データは電子メールにて提出のこと。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によること。なお、郵送の場合は提出受付期間内必着とする。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、提出すること。

(6) その他

- ア 提出された提案書等は返却しない。
- イ 提出する提案はプロポーザル参加者1者につき1提案とし、提出期限後における提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ウ 6(5)の参加資格の確認により企画提案への参加資格がないと認められた者が提出した企画提案書等は無効とする。

## 11 受託者の選定方法

### (1) 一次審査(書類審査)

プロポーザル参加者が5者を超える場合は、提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる5者程度の提案を選考する一次審査を行う(令和7年(2025年)6月16日(月)を予定)。必要に応じて電話等のヒアリングを行う場合がある。選考結果は、プロポーザル参加者に対して郵送等で連絡及び通知を行う。

なお、プロポーザル参加者が5者以下の場合は、一次審査は行わず、全て二次審査(オンラインプレゼンテーション)に進むこととする。

### (2) 二次審査(オンラインプレゼンテーション)

提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる提案を選考する審査を行う(令和7年(2025年)6月20日(金)を予定)。

正当な理由なく参加しなかった場合、当該提案者は失格とする。

## 12 審査の方法等

### (1) 審査の主体

台湾市場における誘客プロモーション業務委託業者選定審査会において行う。

### (2) 審査の基準

「台湾市場における誘客プロモーション業務委託業者選定審査会 審査基準」によるものとする。

### (3) 審査の方法

ア 提案書等を基に審査を行う。

イ 最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、各審査員の中で最も多く最高評価点となった者を契約候補者とする。なお、最高評価点となった数も同数の場合は、審査員の協議により選定する。

### (4) 結果については、プロポーザル参加者に対して郵送で通知する。

## 13 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果(参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。)について当協会ホームページにより公表を行うものとする。

#### 14 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、当協会代表理事に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 当協会代表理事は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 15 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 「4 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

#### 16 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 契約保証金

契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に当協会を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(契約書写し等)を提出したとき。

##### (3) 契約書(案)

当協会ホームページへ掲載する。

##### (4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認

められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。

ク 業務の実施体制(担当者)について、提出されたものからの変更は原則認めない。正当な理由により変更が必要な場合には、別途当協会と協議のうえ判断する。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認められた者について、参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、当協会代表理事に対して参加資格がないと認められた理由を、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。(消せるボールペンは不可。)

(8) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。